

令和4年9月定例会 教育長報告

	行 事 表
9月 2日(金)	カリキュラム・マネジメント実地調査兼教育委員会訪問 (第四小学校)
9月 6日(火)	市議会定例会 (～29日 新庁舎 議場)
9月21日(水)	令和4年度 能代市校長会第2回校長研修会 (湊城南小学校)
9月22日(木)	第77回国民体育大会、第22回全国障害者スポーツ大会出場選手 壮行会 (能代市総合体育館 格技場)
9月26日(月)	教育委員会定例会 (新庁舎 会議室9・10)
9月27日(火)	I C Tを活用した授業改善支援事業授業研究協議会 (能代第一中学校)
9月30日(金)	教育委員会訪問 (二ツ井小学校、能代南中学校)
10月 1日(土)	能代市グラウンド・ゴルフ場オープニングセレモニー (能代市グラウンド・ゴルフ場)
10月 5日(水)	令和4年度 教育条件整備等に関わる校長会要望 (二ツ井町庁舎 庁議室)
〃	第58回能代市山本郡公民館大会 令和4年度能代市山本郡社会教育 委員研修会 (藤里町総合開発センター)
10月 7日(金)	カリキュラム・マネジメント第2回検討会議 (二ツ井町庁舎 大会議室)
10月13日(木)	令和4年度全県市町村教育委員会教育長会議 (県庁第二庁舎)
10月15日(土)	第28回きみまちの里フェスティバル (～16日)
10月16日(日)	第28回きみまち二ツ井マラソン
10月20日(木)	教育委員会訪問 (向能代小学校、能代第二中学校)
10月26日(水)	能代山本市町教育委員会連合会研修会 (子ども館)
10月27日(木)	教育委員会定例会 (二ツ井町庁舎 大会議室)

議案第38号

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部改正について

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則
能代市招致外国青年の任用に関する規則（令和2年能代市教育委員会規則第4号）
の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表第10号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

国家公務員に準じ、配偶者の出産に係る子の養育休暇の対象期間を拡大しようとするものである。

○能代市招致外国青年の任用に関する規則（令和2年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正前			改正後		
目次～第14条【略】			目次～第14条【略】		
第15条 教育長は、次の表の事由の欄に掲げる場合に該当する参加者に対して、同表の期間の欄に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。			第15条 教育長は、次の表の事由の欄に掲げる場合に該当する参加者に対して、同表の期間の欄に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。		
番号	事由	期間	番号	事由	期間
【中略】			【中略】		
10	参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日 後8週間 を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間	10	参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日 以後1年 を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
【以下略】			【以下略】		